

一般社団法人日本神経免疫学会 神経免疫診療認定医 制度規則

2023年9月12日制定
2024年10月2日一部改定
2026年1月8日一部改定

(目的)

第1条 神経免疫診療認定医制度は、神経免疫疾患の診療に資する十分な知識と経験を有する優れた医師を養成し、以て国民の健康に貢献することを目的とする。

(認定)

第2条 一般社団法人日本神経免疫学会は、前条の目的を達成するため、この規則により神経免疫診療認定医を認定する。

(委員会)

第3条 神経免疫診療認定医制度の企画、運用に関する業務は、本学会の認定医制度委員会が行う。

(申請資格)

第4条 神経免疫診療認定医の認定を受けようとする者は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること
- (2) 日本神経学会認定神経内科専門医であること
- (3) 本学会正会員歴を3年以上有し、会費を完納していること
- (4) 過去3年以内に、本学会の学術集会に1回以上参加していること
- (5) 過去3年以内に、本学会が主催する「神経免疫診療医育成セミナー」に1回以上参加していること
- (6) 別途定める、診療実績要件を満たしていること (注1)

(認定方法)

第5条 神経免疫診療認定医の認定方法については、認定医制度委員会が申請者の資格審査を行い、理事会が認定するものとする。資格審査は、毎年行う。

(認定証の交付、名簿登録)

第6条 前条の規定に基づき神経免疫診療認定医に認定された者には、事務局より認定証を交付する。また、ホームページに掲載する神経免疫診療認定医名簿に登録する。

(認定料・更新料)

第7条 認定料・更新料は1万円とする。

(認定更新)

第8条 神経免疫診療認定医は、認定後3年ごとに更新するものとする。更新の要件は、申請資格第4条の(1)~(5)とする。認定更新は、認定医制度委員会が審査し、理事会が認定する。

(留保)

第9条 認定更新審査にて不合格となった者は、その認定更新資格を2年間留保とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、認定医制度委員会および理事会の議決によって認定更新資格を喪失する。なお、海外留学や病気、その他認定医制度委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

(認定資格の喪失)

第10条 次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- (1) 日本国の医師免許を喪失、返上したとき、取り消されたとき
- (2) 認定医の資格を辞退したとき、または認定医の認定を取り消されたとき
- (3) 一般社団法人日本神経免疫学会の会員資格を喪失したとき
- (4) 認定医の更新をしなかったとき、または更新を認められなかったとき
- (5) 日本神経学会認定神経内科専門医の資格を喪失したとき
- (6) 死亡したとき

(認定の取り消し)

第11条 理事会は、次の事項に該当する神経免疫診療認定医について、その認定を取り消すことができる。ただし、この場合、その認定医に対して弁明の機会が与えられなければならない。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) 神経免疫診療認定医としてふさわしくない行為があった場合

(改正)

第12条 本規則の改正は、理事会の承認を要する。

附則

注1)

診療実績要件として、過去5年以内に、多発性硬化症、重症筋無力症、視神経脊髄炎スペクトラム障害、慢性炎症性脱髄性多発根ニューロパチー、ギランバレー症候群、HTLV-1 関連脊髄症の6疾患のうち2種類以上で合計15症例の診療に従事したことを求める。「診療に従事」とは当該患者の診断・治療に関与したことがカルテ記載により確認できることを

示す。上記について、主たる診療施設における、診療科責任医が署名した指定書式の提出を求める（申請者が主たる診療施設における診療科責任医である場合は自ら署名して構わない）。なお、虚偽申請が確認された場合は、直ちに認定を取り消し、満3年間を経過するまで新たな申請を認めないものとする。

この規則は、2023年9月12日から施行する